

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年6月25日 06時35分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市西崎町西岸沖 ムーキ灯標から真方位100° 1.4海里付近 (概位 北緯26°08.5′ 東経127°38.8′)
事故の概要	プレジャーボートUnumiti丸は、東進中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年6月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Unumiti丸、長さ2.97m
船舶番号、船舶所有者等	第296-25468号（船舶検査済票の番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約5.2m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約221cm（糸満）、水温 約27℃ 日出時刻：05時38分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）を乗せ、糸満市岡波島東岸を出発して同島東方約1kmの西崎町西岸に向かった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用して右舷船尾部に腰を掛けていた。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、救命胴衣を着用して中央部の両側にそれぞれ腰を掛けていた。</p> <p>本船は、船長が操縦レバーを左手で持ち、約10km/hの対地速力で東進中、右舷方から約0.5～1.0mの波を受けて右舷側が押し上げられ、左舷船尾側から海水が流入し、左舷側に転覆した。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、転覆した際に投げ出され、船長が転覆した本船の船底に上がり、同乗者A及び同乗者Bが本船の縁に掴まり、同乗者Aが西崎町西岸で釣りをしている人を認めて大声を發した。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、来援した水上オートバイに救助され、西崎町西岸に運ばれた。</p> <p>本船は、西崎町西岸に漂着しているところを陸揚げされた。</p> <p>海図W1276（糸満漁港）によれば、西崎町西岸から西方約400mまでの間及び岡波島東岸から東方約500mまでの間にそれぞれ干出浜（さんご礁）が南北方向に広がっている。</p>

	<p>本船は、和船型で船外機を備えており、水面から船体中央部の舷縁までの高さが約0.2mであった。</p> <p>船長は、大潮の満潮になれば西崎町西岸と岡波島東岸との間の干出浜が水面下となり、干出浜を通過して両岸の砂浜まで本船を接近させることができるので、本事故当時も大潮の満潮ごろを選んで両岸の間を航行していた。</p> <p>船長は、本事故当時、本船が右舷方から約0.5mの波を受けていたが、西崎町側の干出浜に入り、波が高くなったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、西崎町西岸と岡波島との間を東進中、右舷方から約0.5～1.0mの波を受けたことから、右舷側が押し上げられて左舷船尾側から海水が流入し、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、上げ潮の末期の状況下、水面下となった干出浜の上を航行したことから、浅水変形により高まった波を受けた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、西崎町西岸と岡波島との間を東進中、右舷方から約0.5～1.0mの波を受けたため、右舷側が押し上げられて左舷船尾側から海水が流入し、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深が浅い海域では、波が高くなることがあるので、波の状況に注意を払うこと。